集

報

「多様性が尊重されるまちへ」

^{ID} 函館市パートナーシップ宣誓制度スタート

市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、4月1日から「函館市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

また、性の多様性への理解促進を図るため、出前講座や啓発パンフレットの作成、企業向けアドバイザーの派遣などさまざまな事業に取り組んでいます。詳しくは市のHPをご覧ください。

○パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的少数者でパートナーシップ関係にあるお二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓したことに対して、市が「パートナーシップ宣誓書受領書」等を交付する制度です。



○制度の対象者は

一方または双方が性的少数者の方で、 以下のすべてに当てはまる方です。

▷成年であること

▷一方または双方が函館市民であること (3か月以内の転入予定を含む)

- ○配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップの関係にないこと
- ▽互いに近親者でないこと

○宣誓の方法は

宣誓には事前予約が必要です。希望日の5日前までに市民・男女共同参画課へ ご連絡ください。

宣誓の手続きや必要書類などの詳細は、 市のHPでご確認または電話でお問合せ ください。

○性的少数者とは

L G B T 等、性的指向(好きになる性) が異性に向くとは限らない人や、性自認 (こころの性)が戸籍上の性別と異なる 人のことをいいます。

お問合せ 市民・男女共同参画課 ☎21-3470 ■

市税等のスマートフォン決済を 開始します

4月から、市税などをスマートフォンやタブレット端末を使用し、納付できるようになります。納付には、専用アプリが必要です。

利用可能なスマートフォン決済アプリ	利用可能な市税・保険料等	納付上限額	領収書
PayPay請求書払い	・個人市民税・道民税(普通徴収) ・固定資産税・都市計画税 (土地家屋・償却資産) ・軽自動車税(種別割) ・国民健康保険料 ・保育料	30万円 (納付書 1 枚 当たり)	発行されません
LINE Pay請求書支払い			
F-REGI公金支払い (クレジットカード決済) ※手数料納付者負担			

利用方法・注意事項等

- ▷専用アプリのダウンロードと利用登録が必要です。
- ▷納付書(払込取扱票)のバーコードをスマホ等のカメラで読み取り、アプリ上で決済します。
- ▷市役所や金融機関、コンビニ等の窓口でのアプリ利用による納付はできません。
- ▷領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、市役所や金融機関、コンビニ等の窓口で現金で納付してください。
- ▷納税証明書等の発行には、決済手続き後10日程度かかります。納付後すぐに納税証明書等が必要な場合は、市役所 や金融機関、コンビニ等の窓口で現金で納付し、領収書を持参のうえ証明発行窓口へ申請してください。
- ▷4年4月以降に発行された納付書(バーコードが印字されたもの)から利用できます。
- ▷PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払いは4月1日 金から、F-REGI公金支払いは4月18日 例から利用可能です。 詳しくは、市のHPをご覧ください。

お問合せ ○市税(市民税・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税) = 税務室納税担当 ☎21-3234
○国民健康保険料=国保年金課 ☎21-3154 ○保育料=子どもサービス課 ☎21-3030
● https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111900025/

